

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○居宅訪問型児童発達支援

| | | | |
|------|---------------------------------------|--|--|
| 人員基準 | 従業者 | 訪問支援員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問支援を行うために必要な数 ・ 障害児について、介護、訓練等を行う業務その他の業務に3年以上従事した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士等 |
| | | 児童発達支援管理責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者であること） |
| | 管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として専ら当事業所の管理業務に従事するもの（上記訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除き、他の職務と兼務可） | |
| 設備基準 | 専用の区画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の事務室が望ましい（他の事業と同一の事務室も可） ・ 利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する | |
| | その他、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること | | |